

ISB の生徒・児童の安全のための行動規範

目的

ISB の生徒・児童が将来においてその能力を發揮すべく十分な成長を遂げ、危険に晒されずに、安全かつ有益な環境において学校生活を送ることができるよう、当校の教師は教育者として、また倫理面において遵守すべき義務を有する。

教師の立場として他者と付き合う上での ISB の倫理ガイドラインは、PPP 第 2 部の ISB 教職基準書に定められている。この基準書には生徒・児童の安全を保証する上での遵守すべき事項が定められている。この行動規範に違反した ISB の教員および職員は、当校の規定および手続に基づき懲戒処分を受けることとなる。また、場合によって当行動規範に対する違反は法律違反となる。ISB はタイ政府による報告義務関連法を遵守するものとする。ソーシャルメディアサイトの不適切な利用（特にソーシャルメディアサイトにおいて子供の猥褻画像の掲示、名誉棄損、いやがらせ、いじめが行われた場合）は違法となる可能性がある。

対象範囲

下記の遵守すべき事項は ISB 教員および職員全員に適用される。

生徒・児童との関係

ISB の教員および職員と生徒・児童の間における関係は、時には教室における指導者、コーチ、また時には家の隣人、家族の友人、友人の親等、様々な形を取ることとなる。ISB の教員および職員は他者を傷つけるような行為は慎まなければならぬ、友人やコーチとして取る行為が教育者に相応しい行為でないことは避ける。各人が常識に基づき不適切な行為、違法行為、生徒・児童に対する不当な扱い、児童虐待と見なされる行為や行動を避けねばならないということである。

ISB の教員および職員は以下の事項を行う。

1. その立場において可能な限り、生徒・児童の利益を守り生徒・児童の福利を最優先事項とするものとする。
2. 生徒・児童と一対一で接する場合には外部の者の目に見えるよう妥当な措置を行う。
3. 生徒・児童と一対一で接する時間は、教育、学習、カウンセリングの結果に見合う戦略として正当なものと考えられる場合のみにおいて設けられるものとする。
4. 生徒・児童に注意を促す場合や、不満や悩みを持つ生徒・児童と対面する場合においては、生徒・児童の年齢等に応じた、必要となるケアの程度に注意する。

5. 他者との間に保とうとする空間や特別な支援に関する生徒・児童の要望に関して生徒・児童が発するサイ
ンに注意する。
6. 生徒・児童の間においていじめが行われないよう積極的に介入する。
7. ISB と契約を結ぶ前、または ISB と契約を結んでいる間に生じた、生徒・児童に対する不当な扱いや児童虐
待と関連付けられる問責、懲罰、その他違反行為による結果を速やかに公表する。
8. コンピュータ、携帯電話、ビデオカメラ、カメラ、ソーシャルメディア、その他の技術を適切に利用し、
生徒・児童、または大人に対する不当な扱いやいやがらせなどを行わず、またいかなる媒体物によっても
猥褻物や不適切な物を一切見ないようにする。
9. 物理的、精神的な点において、また教師としての立場において生徒・児童と安全かつ適切な距離感を保ち、
実習等を行う際には身体的な接觸に注意を払う。なお、以下の行為は禁じられるものとする。
 - a. ISB の生徒・児童、または、いかなる 18 歳未満と恋愛関係や性的関係をもつ
 - b. 生徒・児童と薬物やアルコール飲料を摂取する、または生徒・児童にこれらの物を渡す
 - c. 体罰や侮辱行為を行う
 - d. 生徒・児童が自分でできる身の回りの世話をを行う（トイレでの用便や着替えの手伝い等）
 - e. 生徒・生徒用トイレと定められたトイレを利用する
 - f. 暴力的または肉体的・性的刺激の強い遊戯を行う（生徒・児童とのプロレスごっこも含む）
 - g. 不適切または生徒・児童の意に反した身体的接觸を行う、または容認する
 - h. 生徒・児童が明らかに不適切な言葉（相手に嫌悪感を与える言葉、乱暴な言葉、性的に刺激的な言葉、
侮辱的な言葉、文化的に不適切な言葉等）を用いるのを容認する、または生徒・児童の面前でそのよう
な言葉を用いる
 - i. 学校行事の一環の旅行の際、家族でない生徒・児童と個室で過ごす
 - j. 特別な訓練経験や資格を有しないにもかかわらず薬を服薬させる

生徒・児童の画像および個人情報の利用

ISB の教員および職員は、生徒・児童の画像、生徒・児童が作成した物、学校行事や活動に参加している生
徒・児童の画像またはその他の媒介物を利用することができます。これらの画像や手段は ISB の生徒・児童の家
族に子供の教育状況に関する情報を提供したり、他者に ISB に関する情報を提供する目的で利用される。この
画像は ISB が承認したウェブサイトなどで公開することはできる。

画像が不当に用いられないよう、ISB の教員および職員は画像の選択において十分な注意を払うものとする。

なお、生徒・児童の画像は個人の画像より活動やグループ単位での画像を用いる方が望ましい。

生徒・児童の画像撮影や動画撮影を行う際、または ISB に関連する目的のために生徒・児童の画像を利用する際、ISB の教員および職員は以下の事項を遵守するものとする。

1. 撮影を望まない人物の画像を撮影しない。
2. 生徒・児童の保護者が ISB による画像公開の許可の要請を正式に却下した場合（Powerschoolにおいて「No Photo（画像不掲載）」と表示される）には、インターネット上や ISB の印刷物において生徒・児童の画像を公開しない。
3. 画像、動画、ビデオ、DVD は生徒・児童の尊厳が損なわれない形で見せられるようにする。
4. 画像を電子的に送信する際や画像の公表を行う際、画像のファイル名やキャプションの内容により生徒・児童の個人情報（但し生徒・児童のファーストネームは例外とする）が判明されないようにする。ISB の出版物（Touchstone、Panther Nation 等）は例外とする。
5. ウェブサイト上では使用される画像に生徒・児童のいる場所に関する情報がタグ付けされないようにする。
6. いじめや生徒・児童に対する犯罪行為の証拠となる画像である場合を除き（この場合、画像は担当のアドミニストレーターに提出するべきで、その後学校側がインターネットなどに残された画像を削除する）、生徒・児童の不適切な画像や問題のある画像は速やかに削除する。

ソーシャルメディア

ソーシャルメディアには、ISB が関連するかの如何によらず、利用者個人のブログや他者のブログ、個人のホームページ、電子メール、ソーシャルネットワーキング、掲示板、チャットルーム、一切の電子通信における通信・掲示等、一切情報または内容の通信・掲示方法が含まれる。

侮辱的な内容、淫らな内容、有害な内容のアップロードや掲載は禁じられている。ISB の教員および職員が上記の内容のアップロードを行っていることが発覚した場合、当校の教員および職員は関連するアドミニストレーターに対して通知を行うべきである。

当校におけるソーシャルメディアの使用：

1. ISB の教員および職員は当校が導入する学習管理システムや学校用のソーシャルメディア（Google Apps、Haiku、Powerschool、Managebac、ISB が作成したフェイスブックのページ、Wordpress、Professional Twitter Account 等）を用いるべきである。

2. ソーシャルメディアによる連絡事項は年齢に相応なものであり、生徒・児童のカリキュラムや課外教育に直接関連したものであるものとする。
3. 新たなソーシャルメディアツールの導入に際しては、当校の技術学習担当コーディネーターやアドミニストレーターを通して承認を得るべきである。
4. 掲示される ISB の生徒・児童の画像はファーストネームのみで示され、当校が承認したソーシャルメディアのウェブサイトのみに掲示するものとする（例えば、ISB が作成した Flickr のアカウントは可であるが、個人の Flickr のアカウントは不可である）。

個人のソーシャルメディアアカウント：

ISB の教員および職員は以下の事項を遵守する。

1. ソーシャルメディアのプロバイダーが定めた全ての規定を遵守する。
2. プライバシーに関する設定を最高レベルにした場合においても、画像のタグ付けやその他のツールにより個人情報が公開される可能性があることを理解する。全ての掲示事項は公開される可能性があると考える必要がある。
3. 共有される掲示内容に関して個人的に責任を負う。

ISB の教員または職員の立場において、当校の教員および職員は以下の事項を遵守する。

1. 当校において現在在籍している生徒・児童、また転校していった生徒・児童でまだ高校を卒業していない人とは、個人のソーシャルメディアアカウントを通じて「友人になる」「フォローする」「いいね」等の機能による交流も含め、ソーシャルメディアを通しての交流を行わない。
2. IT 部長の事前の許可を得ずに ISB に関するソーシャルメディア向けプロフィールの作成・維持を行わない。
3. 生徒・児童やその保護者による明確な許可を得ずに生徒・児童の画像や生徒・児童が作成した作品を個人情報が特定される形で掲示しない。
4. ISB の教員または職員の立場において取得した画像を自分の個人アカウントにおいて掲示を行わない（ただし、ISB の教員または職員が生徒・児童の保護者である場合にはその子供が活動においてその友人と映っている画像をアップロードしてもよいこととする）。

他人の行動に関する懸念

ISB の教員および職員は、生徒・児童の福利や安全面での懸念や他者の行為に関する懸念がありこれが有害と考えられる場合、当該懸念事項に関する表明・相談・報告を適切に行う倫理義務を負っている。

上記の懸念事項は当事者に直接申し立てができるが、当校校長やカウンセラーに相談を持ちかけることもでき、また 不正行為を校長に報告することもできる。校長が不正行為を行っているという疑いがある場合には、当校学長に対して報告が行われることとなる。また、学長が不正行為を行っているという疑いがある場合、当校理事長に対して報告が行われることとなる。

報告の内容は機密事項であり、この場合には ISB の機密規定や生徒・児童安全保証規定が適用される。また、保護者に対しても ISB のアドミニストレーターが可能な限り速やかに生徒・児童の福利や安全面での懸念に関する通知を行うものとする。

ISB は教員または職員が誠意をもって不正行為に関する懸念を報告した場合や、当該教員または職員が不正行為と疑われる事態の被害者または証人である場合には、当該教員または職員を当該情報の開示に直接に関連する報復行為、報復の恐れ、仕事を奪われる事、差別等から身を守るための一切の合理的措置をとるものとする。